

## 2026年6月定例会討論

2026年7月8日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。共産党県議団を代表し討論を行います。

知事提出議案について、反対の意見を述べます。

議案第1号、2026年度一般会計補正予算案についてです。

本予算案にはネクストハイスクール構想関連予算が組み込まれており、賛成できません。2月議会では、基金造成まででどのような事業に充てられるかは明確ではありませんでした。しかし、今議会で明らかになった事業内容は、国や財界が求める人材育成を目指す教育を押し付けようとするもので、高校を指定して特別の教育環境を整備しようとするものです。これは、「誰もが等しく教育を受ける権利を保障し、人格の完成を目指し、自由で平和な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成」するとした教育基本法の目的を著しく歪めるだけでなく、教育の機会均等を損なうものであり、断じて認められません。

国はこの事業に3か年で約3000億円を投入します。今回の国の選定では全国で69校が採択されました。本県は3校が採択、認定された補助金額も1校25億円、22億円、15億円で合計62億円に上ります。福島工業高校、福島高校、郡山萌世高校と3校だけに多額の設備投資を行い、デジタル化、AI化に対応できる力を養うとしています。これは、教育内容に格差を生むもので、県民の理解を得られるとは思えません。私がこの報告をしたある会合では、それは本当なのか、何故これだけの補助金を特定の学校だけに投資するのか考えられないと疑問の声が寄せられました。計画の内容で補助金額も決定されると言われ、本県の計画が如何に国の意向に沿ったものかが窺えます。一方世界では

教育現場でのデジタル化やA I活用を見直す流れが起きているのです。国のこの構想は、地域産業や社会の課題を解決できる人材」「地域初のイノベーションを興す人材」など、学校を人材の育成と能力の伸長の場所としてしか見ておらず、青年期を生きる全ての子どもたちの人間としての学びや育ちの観点が見えません。

国の進め方も異常で、今年2月13日に文科省が構想を発表、短期間の中で都道府県の課題を整理し計画を作らせること自体無理があります。本県が掲げる6つの課題は本県特有とは言えません。急激な人口減少、先端産業の人材育成は全国共通であり、根本には新自由主義経済による失われた30年の政治、経済政策の失敗があり、その反省こそが求められているのではないのでしょうか。

教育行政が今取り組むべきは、人格の完成を目指す行き届いた教育を実現するため、標準法を改正して少人数学級を実現すること、教員不足解消のため防衛予算の半分しかない国の教育予算を大幅に増額することです。よって本議案には賛成できません。

議案第14号から16号について述べます。これらは、幼稚園教諭に適用される給特法の改定の中で、認定こども園に主務保育教諭を新設、職員間に階層化と分断を持ち込むことで、職員の対等な立場での共同の営みを困難にする恐れがあります。また、理学療法士等他の専門職員を保育士と見なす規定の導入は、保育士の負担を増すこととなります。以上の理由からこの議案は賛成できません。

次に議員提出議案について意見を述べます。

議案第148号、皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書についてです。

高市政権は、皇室典範改正案を野党の反対を押し切って国会に提出、議論を開始しました。憲法第1条は、「天皇は国民統合の象徴であり、その地位は主権者たる国民の総意に基づく」と規定しています。天皇の性別の規定はなく、

国民の総意だとしています。ところが、与党が提案した皇室典範改定案では、天皇の地位をあくまで男性に固執、意見書案でも「男系継承の重みを尊重」するとして女性天皇を排除しようとしています。このことについて今広範な国民から批判の声が沸き起こっています。どの世論調査を見ても、女性天皇に賛成は7から8割を占め、与党案は憲法が規定する国民の総意とは言えません。皇室の在り方について国民の理解が得られるようにすべきとの天皇の異例の発言は、憲法に基づく当然の認識と言えます。憲法を踏みにじり、ジェンダー平等の観点からも与党案のごり押しは認められず、本意見書は否決すべきです。

次に、議案第150号、消費税5%への減税及びインボイス制度の廃止を求める意見書についてです。

物価高騰が収まらない下で、消費税減税要求はより切実さを増しています。高市政権は、食料品ゼロ%ではなく、2年間限定で1%とする方向です。しかし、準備に1年近くかかるため、実施は来年4月にずれ込みます。しかも2年経てば翌年には増税となり減税を求める国民要求にも合致しません。一律5%への減税こそ最も早く実施でき減税効果も2倍、複数税率解消でインボイス廃止の展望も開かれます。よって、本意見書は可決、請願104号は採択すべきです。

次に、議案第151号、衆議院比例定数の削減に反対し、慎重な審議を求める意見書についてです。

自民と維新が衆院定数を45削減、しかもそれは民意を最も反映する比例の定数を削減すると言うもので、身を切る改革どころか民意を切り捨てる改悪そのものであり、国民主権の立場から到底認められません。国会では全ての野党が一致して反対しており、今国会で採決は見送られるようですが、正に国民不在、多数横暴の独裁は許されません。

選挙制度や定数見直しは、民意が最も反映されにくい小選挙区こそ見直すことを基本に、広く国民の声を聴いて慎重に審議すべき問題です。よって、本意

見書は可決、請願 105 号は採択すべきです。

#### 継続議案第 108 号、診療報酬改定等に関する意見書

今、医療の現場は深刻な医師及び看護師不足によりまともな医療サービスが提供できない状況に追い込まれています。そこにアメリカによる無法なイラン戦争の影響で、石油やナフサ等の石油製品の輸入が途絶え、手袋等の医療用資材の高騰、品不足が経営を圧迫、病院経営が存亡の危機に立たされているのです。

本年 6 月から診療報酬が本体で 3.09%引き上げられましたが、マイナス改定部分を引くと実質 2.2%の引き上げに留まっています。医療用資材に留まらない物価高騰の影響が医療現場を圧迫しており、診療報酬は 10%以上の引き上げが一致した要望となっています。

また、看護師不足が全国的に大問題となっており、紹介事業者に平均 1 人当たり 100 万円の紹介手数料を払って何とか確保しており、県内でも同様の実態があります。今では看護師養成所の多くで定員割れしていますが、根本には看護師の劣悪な処遇問題があります。安心安全な医療体制確保のために不可欠な医師や看護師の確保、働き方改革の推進、安定した経営維持のため、診療報酬の抜本改定こそが求められています。今年度改定は決して大幅改定とは言えず、2 年後の次回改定を待つのではなく直ちに大幅改定を行うべきであり、本意見書は可決すべきです。

#### 継続議案第 133 号、国の制度として 20 人程度学級を展望した少人数学級の実現を求める意見書

本県は、原発事故前から制度としての 30 人学級、30 人程度学級を、全国に先駆けて実施してきました。ところが、教員加配を非正規の常勤講師で対応してきたために、教育現場では講師不足による深刻な教員不足で、4 月の時点で学級担任がないクラスが出るなどの事態が起きています。原発事故により、本県の子どもたちはより深刻な影響を受け続けてきました。福島、日本で

こそ更なる少人数学級による丁寧できめ細かな教育環境整備が求められます。また、不登校の児童数 34 万人と過去最多を記録、困難を抱える子どもたちに寄り添う丁寧な指導援助が必要であり、その保障となる 20 人程度学級の実現は、切実な要求です。世界では 20 人程度学級は決して特別ではなく当たり前になっています。日本においても、20 人程度を展望し、早く到達できるようあらゆる努力を尽くすべきであり、本意見書は可決、継続請願 92 号は採択すべきです。

また、高校改革で優先して取り組むべきは、30 人程度の少人数学級の導入を進めることです。高校については、本県も国もそこには踏み込もうとしていませんが、体格も大きい生徒が 1 学級に 40 人の現行基準は余りに多すぎます。高校生にも発達障害や不登校生徒の問題があり、教師のきめ細かな指導援助が必要です。そのためにも、高校における少人数学級は早期に取り組むべきであり、継続請願 68 号も採択すべきです。

併せて、これらの教育条件改善のための教育予算の増額は、県民の切実な要求となっています。中学校給食無償化は県事業としての実施が求められています。更に学用品や修学旅行費用等保護者負担の解消が必要ですし、大学に至っては保護者負担の額が異なり、親の給料の大部分を学費や生活費に充てざるを得ない状況は依然改善されていません。この背景には、日本の GDP 費の公教育費割合が、OECD 加盟国平均を大きく下回り、日本の立ち遅れは顕著です。教育への投資は日本の未来への投資であり、何よりも優先確保すべきです。県においても、教育予算を増額し、エアコンの早期設置、正規教員の配置等行き届いた教育環境を整備すべきです。よって、教育予算の増額を求める継続請願 97 号、及び請願 66 号も当然採択すべきです。

継続議案第 134 号、義務教育諸学校教職員給与費の義務教育費国庫負担を 2 分の 1 に復元することを求める意見書

憲法 26 条義務教育は無償とする規定に基づき、義務教育に係る教職員の人件費は都道府県の負担とされ、国はその半額を負担してきました。しかし、2006 年に国の負担割合は 3 分の 1 に縮減されてしまいました。国庫負担金を元の 2 分の 1 に戻すことは、憲法の規定からも当然です。よって、本意見書

は可決、継続請願 93 号は採択すべきです。

継続議案第 135 号、最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書について

現在最賃に係る中央と地方審議会が開かれ今年度の基準額が間もなく提示されようとしています。異常な物価高騰の下で、全労連が行った人間らしい生活維持のために必要な最低賃金の調査結果では、今年は 1900 円を超えたと報告されました。全国的生活実態調査では中央も地方も必要な生活費は殆ど差がなく、最低生活費に必要な時給 1900 円から見れば 800 円以上低い水準となっています。昨年度の本県最賃引き上げ額は過去最高の 78 円となりましたが、全国平均からは 88 円下回りました。

しかし、中小企業の厳しい経営実態に照らせば大幅な賃上げができる余裕が無いのも現実で、先日伺った県の商工団体の幹部からもこれ以上の賃上げは勘弁してほしいと切実な声が寄せられました。同時に賃上げしなければ労働者が確保できず、事業継続できないことも事実です。

昨年度、県は中小企業が賃上げしやすいよう、一時的とはいえ支援事業を実施したことは大いに歓迎されましたが、一時的な支援に留めるべきではないと思います。持続可能な制度として中小企業への賃上げ支援策が求められているのです。円安による物価高騰で多くの中小企業が経営難に苦しむ下でも、日本の大企業は内部留保を増やし続け、2026 年の最新では総額 596 兆円まで膨らみ、失われた 30 年間では 200 兆円から約 400 兆円も増加し約 3 倍化しました。この経済の歪みを解消し、タックス・ザ・リッチ、富裕層への課税とともに、大企業の内部留保金の一部に時限的に課税し、生み出した財源で中小企業の社会保険料負担を軽減し賃上げできる環境をつくるのが現実的な対策と考えます。このような賃上げできる環境整備に取り組むためにも、本意見書は可決、請願 94 号は採択すべきです。

次に継続請願 67 号、新たな県立高等学校の適正配置・整備計画の策定を求めることについて

本県の高校改革基本計画は、地域の自治体、保護者や住民、生徒の意見が十分に反映されずに上からの計画が押し付けられてきました。地域の高校が無くなることは地域の衰退に拍車をかけています。地域の人口減少に歯止めをかけ、住み続けられる地域づくりを基本に、県民の意見を反映した適正配置を進める新たな計画を策定すべきであり、本請願は採択すべきです。

次に継続請願第 101 号、子どもたちの健やかな成長と健康を支えるために、学校給食の水準を維持、充実させ、県内全市町村での学校給食費無償化を求めることについて

今年度から始まった小学校の給食費負担軽減事業は、全国の給食費平均に届かず、本県は市町村が不足分を負担しています。加えて、県内市町村の 8 割に当たる 48 市町村は中学校を含め給食費無償化が実施されており、県が制度化すべきです。物価高騰は学校給食にも重大な影響を及ぼしており、これまでの給食の質を確保すること自体困難になっており、質の改善をしたいけれどお金がないと言うのが現場の声です。学校給食の質の確保は教育の質を確保すること、隣国韓国では、学校給食の質を重視し、有機食材の活用を義務付けています。安全で豊かな給食を子どもたちに提供することは、健康な子どもの成長発達を促す重要な要素であり、質の改善は当然必要なことです。よって、本請願は採択すべきです。

以上で討論を終わります。